

諏訪市発注建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和について

諏訪市役所企画部財政課

平成 25 年 8 月 1 日現在契約を締結している、または、同日以降に契約を締結する諏訪市（諏訪市公営企業を含む。以下同じ。）が発注する建設工事に受注者が配置する現場代理人について、以下のとおり常駐義務を緩和し、複数現場への配置を可能とします。

1. 目 的

- ・ 建設業者の施工体制の合理化
- ・ 入札における競争性の確保
- ・ 工事発注事務の円滑化

2. 緩和内容等

(1) 対象となる工事

常駐義務緩和の対象工事となる工事は、次の条件を全て満たすもののうち、市長が複数現場への配置が可能と判断したものです。

ア) 兼任する工事の総数が 2 件を超えないこと

イ) 兼任するいずれの工事も、諏訪市が発注したものであること（ただし、国、県又は他の市町村（以下「他の公共機関」という。）が発注する工事について、当該他の公共機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。）

ウ) 兼任する工事の請負金額が、いずれも 2,500 万円未満であること（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、工事現場相互の距離が 5 km 程度の近接した場所である場合はこの限りではない。）

エ) 兼任する工事の工事箇所が、いずれも諏訪市内であること

オ) 監督員と現場代理人の間で常に携帯電話等で連絡が取れる体制にあること

カ) 兼任する諏訪市発注工事の現場には、現場代理人に代わる連絡員を配置すること

(2) 複数現場への配置を認める際のその他の条件

現場代理人の複数現場への配置を認める場合、以下の条件を付します。

ア) 現場代理人は、兼任する工事現場のいずれかに必ず駐在すること

イ) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員に必要な指示を行うこと

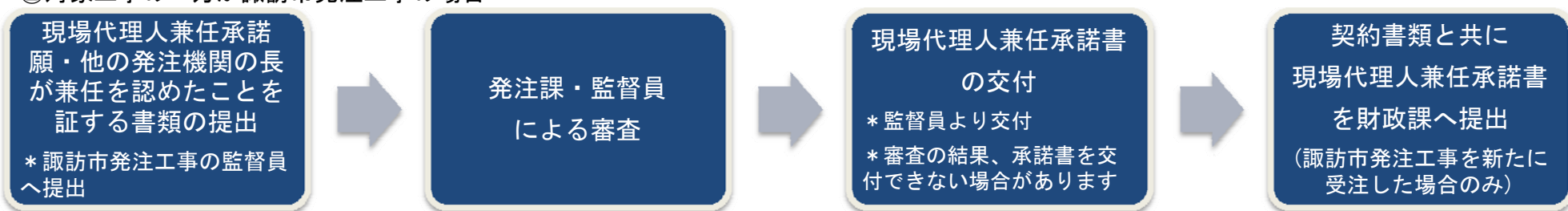
ウ) 兼任が認められた工事において、安全管理の不徹底等が発生した場合、又は兼任の承諾条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を速やかに配置すること

(3) 手続等

①対象工事がいずれも諏訪市発注工事の場合



②対象工事の一方が諏訪市発注工事の場合



(4) 注意事項

- ・ 上記(1)に該当する場合であっても、現場代理人が専任の主任(監理)技術者を兼務している(する)場合には、当該現場代理人を複数現場へ配置することはできません。
- ・ 現場代理人の工事現場への常住を要しない期間は、①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間、②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間、③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間、④工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間です。同一の現場代理人を配置しようとするそれぞれの工事が、これらに該当しない場合には現場代理人兼任承諾願の提出が必要です。